

寄附金からの一部拠出に関する取扱要項

令和8年2月5日
学長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人和歌山大学寄附金取扱規程第11条の規定に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）が受け入れた寄附金からの一部拠出（以下「オーバーヘッド」という。）の取扱いに関し、必要となる事項を定める。

(適用除外の寄附金)

第2条 次の各号に掲げる寄附金については、オーバーヘッドの適用を除外する。

- (1) 学生又は生徒への奨学及び厚生補導を目的として寄附されたもの
- (2) 研究費等に充当するため、教員個人から寄附されたもの
- (3) 研究助成団体等による公募に申請、採択されて受け入れる助成金等のうち、当該団体等が徴収を認めないもの
- (4) 本学の同窓会、後援会から寄附されたもの
- (5) 本学の基金事業の達成のために寄附されたもの
- (6) その他学長が特に認めたもの

(オーバーヘッドの徴収額)

第3条 オーバーヘッドの徴収額は、適用寄附金受入額の5%相当額とする。ただし、研究助成団体等による公募に申請、採択されて受け入れる助成金等については、当該団体等の規程等に定める率とする。

(オーバーヘッドの使途)

第4条 オーバーヘッドは、その全額を事務局に配分し、全学共通の使途とするものとする。

(その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、オーバーヘッドの取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。